

## 宇治地区三研究所技術部規程

令和2年6月2日化学研究所長、  
エネルギー理工学研究所長、生存圏研究所長裁定

(組織及び目的)

第1条 この規程は、化学研究所、エネルギー理工学研究所及び生存圏研究所（以下「三研究所」という。）が、京都大学教室系技術職員に係る組織要項（平成3年1月22日総長裁定）第2の規定に基づき設置する宇治地区三研究所技術部（以下「技術部」という。）の組織等について必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 技術部は、技術部長及び三研究所の技術職員で構成する。

(技術部長)

第3条 技術部長は、三研究所の所長のうちからその合議により定める。

2 技術部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の技術部長の任期は、前任者の残任期間とする。

(技術長)

第4条 技術部に、技術長を置く。

2 技術長は、三研究所の技術職員のうちから三研究所の所長の合議により指名した者をもって充てる。

3 技術長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の技術長の任期は、前任者の残任期間とする。

(技術部協議会)

第5条 技術部の管理運営に関する重要事項を審議するため、宇治地区三研究所技術部協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次の各号に掲げる者で組織する。

(1) 技術部長

(2) 三研究所の所長（前号に掲げる者を除く。）

(3) 技術長

(4) 宇治地区事務部長

(5) 三研究所の事務長

(6) その他三研究所の所長が必要と認める者 若干名

3 前項第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 技術部長は、協議会を招集し、議長となる。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(グループ)

第6条 技術部に、次に掲げるグループを置く。

工作・運転系グループ  
システム・計測系グループ  
物質・材料系グループ  
生物・生態系グループ

- 2 三研究所の技術職員は、自らの専門分野に合わせて、前項のいずれかのグループに所属するものとする。
- 3 グループに、グループ長を置く。
- 4 グループ長は、技術長を補佐するとともに、グループ内の取りまとめ等を行う。  
(運営会議)

第7条 協議会の下に、宇治地区三研究所技術部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、及び実施する。
  - (1) 技術部の運営に関すること。
  - (2) 専門技術の総合調整に関すること。
  - (3) 各グループ間の連絡調整に関すること。
  - (4) 研修に関すること。
- 3 運営会議は、技術部長、技術長及び各グループ長で組織する。
- 4 技術部長は、運営会議を招集し、議長となる。
- 5 前各項に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、運営会議が定める。  
(事務)

第8条 技術部に関する事務は、宇治地区事務部総務課において行う。

附 則

この規程は、令和2年6月2日から施行し、令和2年6月1日から適用する。